

食品産業品質管理向上推進事業実施要領

制定 平成22年 4月 1日 21総合第2137号

第1 目的

この要領は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の食品産業品質管理向上推進事業の項に掲げる事業について、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領（平成22年3月5日付け21総合第1907号大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「公募要領」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1の事業実施計画は、別記様式1により作成し、承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の中止又は廃止の承認申請については、農山漁村6次産業化対策事業関係補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21総合第2075号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第5の規定に基づく「事業中止（廃止）承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の重要な変更は、以下のとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の14の事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

第3 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式1）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、総合食料局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第4 事業実施主体の特認の要件及び手続

1 公募要領別表1の事業No.32の項の第4欄に掲げる総合食料局長が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 食品の製造に携わる複数の民間企業、HACCP手法に関して専門的知見を有する者、消費者問題に関して専門的知見を有する者等が構成員となっている任意団体であること。
- (2) 主たる事務所の定めがあること。
- (3) 代表者の定めがあること。
- (4) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。
- (5) 各年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

2 特認団体の認定の申請は、実施要綱第5の1の規定による事業実施計画の提出の際、別記様式2を併せて提出することにより行うものとする。

第5 その他

1 数値目標の設定等

事業実施主体は、第2の1の事業実施計画を作成するに当たっては、事業の目的を達成するための具体的な数値目標を設定し、数値目標達成に向けた具体的な計画及び数値目標の達成度を把握するためのフォローアップに係る実施計画を作成するものとする。ただし、実施要綱別表1の食品産業品質管理向上推進事業の項の1の(1)の事業の「低コスト導入手法の構築」に係る数値目標は、コスト削減割合、関係事業者等への普及率等とし、同項の1の(2)の事業の「HACCP責任者・指導者養成研修」に係る数値目標は、研修終了後にHACCP手法を導入した研修参加者の割合が全参加者の50%以上であることとする。

2 実施体制の確立

事業実施主体は、事業を円滑に実施するために、学識経験者等で構成される委員会を設け、事業に関する企画運営方針、運営方法の検討、執行管理等を行い、かつ、その成果について評価等を行うものとする。また、必要に応じて委員会の下に専門部会を設け、委員会の方針等に基づき詳細な検討等を行うものとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、他の民間団体に本事業の一部を委託して行わせる場合には、以下の事項を事業実施計画(別記様式1別添「第1 総括表」の「事業の委託」の欄)に記載することにより、総合食料局長の承認を得るものとする。ただし、委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

(1) 委託先

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

4 報告又は指導

総合食料局長は、事業実施主体に対し、この事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式1(第2、第3、第5関係)

番 号
年 月 日

農林水産省総合食料局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度食品産業品質管理向上推進事業実施計画の承認(変更、中止、
廃止の承認)の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け21総合第2074
号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認(変
更、中止、廃止の承認)を申請する。

- (注) 1 関係書類として別添を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、事業実施計画の承認通知があった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止(廃止)の理由」とし、当該箇所に事業を中止又は廃止する理由について記載すること。
- 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度食品産業品質管理向上推進事業実施計画の実施結果の報告について」とし、「第1 総括表」及び「第2 個別事業実施計画添付資料」には、実績を記載すること。

(別添)

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する 事業の内 容及びそ れに要す る経費	
合 計						

(注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付要綱別表1の14の事業の項の経費の欄の(1)のアからオまで並びに(2)のア及びイの区分により記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

食品産業品質管理向上推進事業のうちHACCP等普及促進事業

(1) 低コスト導入手法構築等

事業の目的及び数値目標

ア 事業の目的

イ 数値目標

(数値目標設定の例)

- ・ HACCP手法の新規導入事業者数
- ・ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号。以下「HACCP法」という。)に基づく高度化計画認定事業者数
- ・ 低コスト手法を導入した高度化計画認定事業者数 等

(注) 下記 のイ及びウの事業について、具体的な数値目標を設定することとし、このうち、イの事業に係る数値目標は、コスト削減割合、関係事業者等への普及率等とし、これを明記すること。

事業の内容

ア 委員会・部会の開催

開催時期	開催回数	出席者数	検討内容	備考
	回	人		

イ 低コスト導入手法の構築

実施時期	実施場所	実施内容	備考

ウ HACCP導入研修の実施

実施時期	実施場所	出席者数	実施内容	備考
		人		

エ 導入促進に必要な調査の実施

実施時期	実施場所	対象者	実施内容	備考
		人		

数値目標達成に向けた計画及びフォローアップ

ア 数値目標達成に向けた具体的な計画

--

(注) 1 複数年度の事業計画にあつては、各年度ごとに記載すること。

2 数値目標達成に向けた具体的な計画を記載すること。

イ 数値目標達成に向けたフォローアップの実施計画

--

(注) 1 複数年度の事業計画にあっては、各年度ごとに記載すること。

2 フォローアップに係る実施計画を具体的に記載することとし、このうち、上記のウの事業に係る実施計画については、数値目標の達成度を把握するために、研修参加者に対して、アンケートの記入又は報告書等の提出を義務付けることを明記すること。

(2) HACCP責任者・指導者養成研修等

事業の目的及び数値目標

ア 事業の目的

イ 数値目標

(数値目標設定の例)

- ・ HACCP手法の新規導入事業者数
- ・ HACCP法に基づく高度化計画認定事業者数 等

(注) 下記 のイ、ウ及びエの事業について、具体的な数値目標を設定することとし、このうち、イの事業に係る数値目標は、研修終了後に HACCP手法を導入した研修参加者の割合が全参加者の50%以上であることとし、これを明記すること。

事業の内容

ア 委員会・部会の開催

開催時期	開催回数	出席者数	検討内容	備考
	回	人		

イ HACCP責任者・指導者養成研修の実施

実施時期	実施場所	出席者数	実施内容	備考
		人		

(注) 研修日数を実施内容に記入すること。

ウ 指導者等の専門家による助言・指導体制の構築

実施時期	実施場所	登録数・活用数	実施内容	備考
		人		

エ HACCP手法に関する情報の収集・整備、情報発信

実施時期	実施場所	実施内容	備考

数値目標達成に向けた計画及びフォローアップ

ア 数値目標達成に向けた具体的な計画

--

(注) 1 複数年度の事業計画にあつては、各年度ごとに記載すること。

2 数値目標達成に向けた具体的な計画を記載すること。

イ 数値目標達成に向けたフォローアップに係る実施計画

--

- (注) 1 複数年度の事業計画にあつては、各年度ごとに記載すること。
- 2 フォローアップに係る実施計画を具体的に記載することとし、このうち、上記のイの事業に係る実施計画については、数値目標の達成度を把握するために、研修参加者に対して、アンケートの記入又は報告書等の提出を義務付けることを明記すること。

(3) 指導者等の専門家活用支援

事業の目的及び数値目標

ア 事業の目的

イ 数値目標

(数値目標設定の例)

- ・低コスト手法によるHACCP手法の新規導入事業者数
- ・低コスト手法を導入したHACCP法に基づく高度化計画認定事業者数 等

(注) 下記 のイの事業について、具体的な数値目標を設定すること。

事業の内容

ア 委員会・部会の開催

開催時期	開催回数	出席者数	検討内容	備考
	回	人		

イ 専門家活用支援等の実施

実施時期	実施場所	活用数	実施内容	備考

数値目標達成に向けた計画及びフォローアップ

ア 数値目標達成に向けた具体的な計画

--

- (注) 1 複数年度の事業計画にあつては、各年度ごとに記載すること。
2 数値目標達成に向けた具体的な計画を明記すること。

イ 数値目標達成に向けたフォローアップに係る実施計画

--

- (注) 1 複数年度の事業計画にあつては、各年度ごとに記載すること。
2 フォローアップに係る実施計画を具体的に明記すること。

(4) 食品の全社的品質管理体制づくりの普及啓発

事業の目的及び数値目標

ア 事業の目的

イ 数値目標

(数値目標設定の例)

- ・研修終了者が自社の全社的品質管理体制づくりに取り組んだ割合 等

(注) 下記 のイ及びウの事業について、具体的な数値目標を設定すること。

事業の内容

ア 委員会・部会の開催

開催時期	開催回数	出席者数	検討内容	備考
	回	人		

イ 研修の実施

実施時期	実施場所	出席者数	実施内容	備考
		人		

ウ 運用体制指導の実施

実施時期	実施場所	出席者数	実施内容	備考
		人		

数値目標達成に向けた計画及びフォローアップ

ア 数値目標達成に向けた具体的な計画

--

(注) 1 複数年度の事業計画にあつては、各年度ごとに記載すること。

2 数値目標達成に向けた具体的な計画を明記すること。

イ 数値目標達成に向けたフォローアップに係る実施計画

--

(注) 1 複数年度の事業計画にあつては、各年度ごとに記載すること。

2 フォローアップに係る実施計画を具体的に記載することとし、このうち、上記 のイの事業に係る実施計画については、数値目標の達成度を把握するために、研修参加者に対して、アンケートの記入又は報告書等の提出を義務付けることを明記すること。

(5) 消費者と連携したHACCP導入促進対策等

事業の目的及び数値目標

ア 事業の目的

イ 数値目標

(数値目標設定の例)

- ・消費者のHACCP認知度の増加割合 等

(注) 下記 のウ及びエの事業について、具体的な数値目標を記載すること。

事業の内容

ア 委員会・部会の開催

開催時期	開催回数	出席者数	検討内容	備考
	回	人		

イ 認知度調査の実施

実施時期	実施場所	対象者数	実施内容	備考
		人		

ウ セミナーの実施

実施時期	実施場所	出席者数	実施内容	備考
		人		

エ 学習用資料の作成

実施時期	実施場所	実施内容	備考

数値目標達成に向けた計画及びフォローアップ

ア 数値目標達成に向けた具体的な計画

--

- (注) 1 複数年度の事業計画にあっては、各年度ごとに記載すること。
2 数値目標達成に向けた具体的な計画を明記すること。

イ 数値目標達成に向けたフォローアップに係る実施計画

--

- (注) 1 複数年度の事業計画にあっては、各年度ごとに記載すること。
2 フォローアップに係る実施計画を具体的に記載することとし、このうち、上記 のウの事業に係る実施計画については、数値目標の達成度を把握するために、セミナー参加者に対して、アンケートの記入又は報告書等の提出を義務付けることを極力明記

すること。

食品産業品質管理向上推進事業のうち一般的衛生管理徹底事業

(1) 一般的衛生管理の徹底に必要な手法の検討

事業の目的及び数値目標

ア 事業の目的

イ 数値目標

(数値目標設定の例)

・一般的衛生管理を徹底するために検討した手法の普及率又は普及事業者数 等

(注) 下記 のウの事業について、具体的な数値目標を設定すること。

事業の内容

ア 委員会・部会の開催

開催時期	開催回数	出席者数	検討内容	備考
	回	人		

イ 基礎的調査の実施

実施時期	実施場所	対象者数	実施内容	備考
		人		

ウ 実施手法の検討

実施時期	実施場所	出席者数	実施内容	備考
		人		

数値目標達成に向けた計画及びフォローアップ

ア 数値目標達成に向けた具体的な計画

--

(注) 1 複数年度の事業計画にあつては、各年度ごとに記載すること。

2 数値目標達成に向けた具体的な計画を明記すること。

イ 数値目標達成に向けたフォローアップに係る実施計画

--

(注) 1 複数年度の事業計画にあつては、各年度ごとに記載すること。

2 フォローアップに係る実施計画を具体的に明記すること。

(2) 一般的衛生管理徹底研修等

事業の目的及び数値目標

ア 事業の目的

イ 数値目標

(数値目標設定の例)

- ・ 一般的衛生管理を徹底するために検討した手法の普及率又は普及事業者数 等

(注) 下記 のイの事業について、具体的な数値目標を設定すること。

事業の内容

ア 委員会・部会の開催

開催時期	開催回数	出席者数	検討内容	備考
	回	人		

イ 研修の実施

実施時期	実施場所	出席者数	実施内容	備考

数値目標達成に向けた計画及びフォローアップ

ア 数値目標達成に向けた具体的な計画

--

- (注) 1 複数年度の事業計画にあつては、各年度ごとに記載すること。
2 数値目標達成に向けた具体的な計画を明記すること。

イ 数値目標達成に向けたフォローアップに係る実施計画

--

- (注) 1 複数年度の事業計画にあつては、各年度ごとに記載すること。
2 フォローアップに係る実施計画を具体的に記載することとし、このうち、上記 のイの事業に係る実施計画については、数値目標の達成度を把握するために、研修参加者に対して、アンケートの記入又は報告書等の提出を義務付けることを明記すること。

別記様式2(第4関係)

食品産業品質管理向上推進事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度(月～ 月)
- 6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年間販 売額	主要事業	備考

- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にとっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(創立総会議事録写し等)
 - (3) その他参考資料